

# 県外産廃事前協議手続 を変更しました

佐賀県くらし環境本部循環型社会推進課  
平成27年3月

# 主な変更点

## 1 特例協議対象の拡大

○特例協議手続の対象に、解体工事から排出される安定型産業廃棄物5品目を中間処理する場合を追加しました。

## 2 添付書類の省略

○特例協議以外の事前協議についても、さらに一部添付書類を削減することとしました。

○毎年度同一の排出事業場から排出される産業廃棄物であって、廃棄物の種類及び排出工程が同一の場合(前回提出の添付書類に変更がない場合に限る。)、その旨の申立書の提出により添付書類を省略できることとしました。

## 3 その他

○同一の排出事業場から排出される複数種類の産業廃棄物を複数の処理場又は複数の処分業者で処理する場合でも、まとめて一つの協議書を提出することができるようにしました。

○搬入量が年間120<sup>m</sup><sup>3</sup>(t)未満の事前協議の場合、処分業者からの処分計画書の追加提出を不要としました。

○排出事業者が提出する処理実績報告書へのマニフェスト写しの添付を不要としました。

○その他運用面では、排出事業者が九州・沖縄県・山口県で広く事業活動をしている場合はやむを得ない理由として認めることとしました。(複数の県で広く建設工事・解体工事を請け負っている場合、複数の県にある支店・営業所からの廃棄物をまとめて佐賀県に搬入して処理する場合)

※これらの取扱いについては、平成27年3月1日から施行しました。

## 特例協議

- ①建設リサイクル法の対象となっている工事の場合（建設リサイクル法に基づく解体届の写しを添付）
- ②新規の協議で搬入量が年間120<sup>3</sup>m(t)未満の場合（廃棄物の種類により分析証明書を添付）
- ③認定された優良処分業者については、新規の協議で搬入量が年間120<sup>3</sup>m(t)以上の場合も特例協議手続が可能
- ④解体工事から排出される安定型産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類）を県内で中間処理する場合（今回追加）

## 事前協議(特例協議以外)

### 添付書類をさらに削減

＝今後添付を要しない書類＝

- 排出事業場の業務概要(ホームページに公開している場合)
- 排出事業場周囲見取り図(ホームページに公開している場合)
- 収集運搬業者との委託契約書(仮)
- 収集運搬業者の許可証(県外)の写し
- 分析証明書(他の書類により有害物質の混入の可能性がないと認める場合)

(例)設備洗浄ラインとは別に食品由来廃棄物の処理ラインのみから排出される汚泥

＝引き続き添付を求める書類＝

(廃棄物の性状、適正な処分の確認のために必要な書類)

- 排出事業場の業務概要(上記に該当する場合を除く。)
- 排出事業場周囲見取り図(上記に該当する場合を除く。)
- 処分業者との委託契約書(仮)
- 分析証明書(上記に該当する場合を除く。)
- 産業廃棄物の写真(解体工事の場合は、解体工事前の写真で可)
- その他知事が必要と認める書類(建設リサイクル解体届写し、廃石綿解体届写し等)